

「歯科医療機関 様へのお願い」**妊婦歯科健康診査の補助金制度について**

山形県上山市

上山市では、契約歯科医療機関以外の歯科医療機関で妊婦歯科健診を希望される妊婦を対象に、妊婦歯科健診費用の補助を実施しています。つきましては、貴院での受診希望があった際にはご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

《制度の概要》

契約歯科医療機関以外の医療機関で妊婦歯科健診を受けた場合、費用を対象者が自費でいったん支払い、その後、上山市に補助金交付の申請をすることで上山市妊婦歯科健康診査に準じた内容に限り、歯科健診費用の一部を補助する制度です。

《対象者》 下記のすべてに該当される方

- ▶ 現在、歯科治療中でない方
- ▶ 妊婦歯科健診日当日、上山市に住民票がある妊婦
(対象者には上山市妊婦歯科健康診査受診票を交付しています)

《期間・健診回数》

妊娠期間中 一人 1 回 ※出産後は健診できません。

《手順》**1 受付**

- ・受診票と健康保険証の住所に間違いがないか、妊娠中であるかの確認。
- ・受診票(緑色)の本人記入欄(太枠内)が全て記入されているか確認。

**2 歯科健診
の実施**

- ・受診票(緑色)に健診日、健診結果、医療機関名、歯科医師名等を記入。
→記入後、受診票(緑色)は妊婦本人にお返しください。

3 料金徴収

- ・領収書、健診にかかる費用(自費部分)の明細が分かるものをお渡しください。

《注意事項》

受診票(緑色)に記載のある健診項目の自己負担分のみが補助の対象となります。
(ただし、上限額 5,320 円)

【問合せ先・申請窓口】上山市健康推進課(13 番窓口) 電話:023-672-1111(内線 157)